

別記第5号様式（第5条関係）

その1

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり、ビラを作成したものであることを証明します。

令和3年 月 日

令和3年10月17日執行 平戸市議会議員一般選挙

候補者

記

ビラ業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ業者に提出してください。
- 2 ビラ業者が平戸市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ業者は、平戸市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 市長選：16,000枚 市議選：4,000枚
 - (2) 限度額
7円51銭×確認された作成枚数 = 限度額（1円未満の端数は切上げ）

別記第5号様式（第5条関係）

その2

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり、ポスターを作成したものであることを証明します。

令和3年 月 日

令和3年10月17日執行 平戸市議会議員一般選挙

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が平戸市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、平戸市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{310,500\text{円} + (525\text{円}06\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価（1円未満の端数は切上げ）

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額